

# 令和6年度 市民税・府民税 申告の手引き

申告書の提出は

**3月15日**

までです。

平素は、当市税務行政につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
市民税・府民税は、前年の所得に対して課税されますので、前年（令和5年1月1日～令和5年12月31日まで）の所得等について申告してください。

申告書は、市民税・府民税についての課税や、医療・保険税（料）などの算定等に必要な資料となるものですから、この手引きを参考に、正確に記入して提出してください。

## 申告書を提出する必要がある人

令和6年1月1日現在木津川市に居住し、令和5年1月1日～令和5年12月31日までの1年間の所得等の状況が、次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

### ① 営業等、不動産、配当による収入や、その他の収入があった人

### ② 給与所得者（パート・アルバイトを含む）で下記に該当する人

- 2か所以上から給与の支払いを受けている人
- 勤務先から木津川市に給与支払報告書が提出されていない人（注1）
- 医療費控除等、年末調整で適用していない各種控除を受ける人（注2）

### ③ 公的年金等受給者で、下記に該当する人

- 医療費控除、社会保険料控除、生命・地震保険料控除等の各種控除を受ける人（注2）

（注意）公的年金等の収入金額が400万円以下の人で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要ですが、上記③に該当する場合は、市民税・府民税の申告が必要です。

### ④ 令和5年中の所得がなく、下記に該当する人

介護保険料、国民健康保険税（料）の被保険者の人、各種福祉関係の助成制度などを利用する人、所得に関する証明書が必要な人。

### ⑤ 令和6年1月1日現在木津川市に住所がない人で、市内に家屋敷や店舗、事務所を有する人

（注1）提出状況は、勤務先にご確認ください。

（注2）所得税の還付を受ける場合は、確定（還付）申告が必要です。

※ 収入の内容によっては、確定申告が必要な場合があります。

## 申告書を提出する必要がない人

- 所得税の確定申告書を提出する人
- 年末調整が済んでいる給与所得者で、勤務先から木津川市に給与支払報告書が提出されている人（上記②に該当する場合は申告が必要です。）
- 公的年金等収入のみで、その他に所得がない人（上記③に該当する場合は申告が必要です。）

## 申告に必要なもの

- マイナンバーカード、または通知カードと本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- 所得金額がわかるもの（源泉徴収票、収支内訳書等）
- 各種控除を受けるために必要な領収書、証明書等（令和5年中に支払ったもの）
- 申告書（申告書は木津川市役所、加茂支所、山城支所、西部出張所に用意しています。）

## 申告書の提出先・問い合わせ先

木津川市役所 税務課 市民税係

住所 〒619-0286  
京都府木津川市木津南垣外110番地9  
電話 0774-75-1203（直通）  
0774-72-0501（代表）

※ 申告書は木津川市ホームページにも掲載しています。

木津川市 申告書

検索